社債権者集会決議認可公告

平成二十四年三月八日開催の株式会社渋谷都市整備公社第三回、第五回記名式無担保社債権者集会の左記の決議について同年三月十四日に、株式会社渋谷都市整備公社第四回記名式無担保社債権者集会の左記の決議について同年三月二十一日に東京地方裁判所の認可決定を得ましたので公告いたします。

記

第三回記名式無担保社債の償還期限、償還の方法を以下のとおり変更する。

償還期限

平成四十一年九月二十五日

社債償還の方法

二十三年据置、平成三十二年から平成四十一年までの毎年九月二十五日に二億円づつ十回に分割償還する。

第四回記名式無担保社債の償還期限、償還の方法を以下のとおり変更する。

償還期限

平成四十二年九月二十五日

社債償還の方法

二十三年据置、平成三十三年から平成四十二年までの毎年九月二十五日に一億八千七百万円づつ十回に分割償還する。

第五回記名式無担保社債の償還期限、償還の方法を以下のとおり変更する。

償還期限

平成四十三年九月二十五日

社債償還の方法

二十三年据置、平成三十四年から平成四十三年までの毎年九月二十五日に八千五百万円づつ十回に分割償還する。

平成二十四年三月三十日

東京都渋谷区宇田川町一番一号

株式会社渋谷都市整備公社

代表取締役　黒柳勝太郎

限定承認公告

本籍北海道斜里郡小清水町字美和四六一番地、最後の住所神奈川県横浜市青葉区奈良五丁目二九番地八カーサヴェルデA号

被相続人　亡　林　建二

右被相続人は平成二十三年十月三日死亡し、その相続人は平成二十四年三月十九日横浜家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年三月三十日

北海道網走郡美幌町字稲美九二番地の五六

相続財産管理人　大橋美代子

限定承認公告

本籍埼玉県川口市大字芝三八六二番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　木村　義則

右被相続人は平成二十四年一月二十三日死亡し、その相続人は平成二十四年三月十二日さいたま家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年三月三十日

埼玉県川口市芝宮根町二〇番六―四〇一号

エテルナルミエーラ芝

相続財産管理人　寺田　厚子

限定承認公告

本籍横浜市磯子区洋光台二丁目九番、最後の住所東京都小金井市本町二丁目六番一二―九〇五号ライベスト武蔵小金井

被相続人　亡　宇治　芳雄

右被相続人は平成二十四年一月十七日死亡し、その相続人は平成二十四年三月二十二日東京家庭裁判所立川支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年三月三十日

横浜市中区尾上町五丁目六七番地の一スルガ銀行ビル四階　のぞみ法律事務所

相続財産管理人神山朋香

代理人弁護士　金子　泰輔

限定承認公告

国籍大韓民国、最後の居住地愛知県豊橋市牟呂町水神六八番地の一

被相続人　亡　小倉玉姫こと　李　玉姫

右被相続人は平成十年九月二十八日死亡し、その相続人は平成二十四年三月十九日名古屋家庭裁判所豊橋支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年三月三十日

愛知県弥富市前ヶ須町勘助走三〇番地一エル・パティオ二〇五

限定承認者　深谷真由美こと　李　真由美

限定承認公告

本籍愛知県知立市南陽二丁目五一番地、最後の住所愛知県豊橋市小向町字北小向八八―三

被相続人　亡　伊藤　静夫

右被相続人は平成二十二年十一月十七日死亡し、その相続人は平成二十四年三月十四日名古屋家庭裁判所豊橋支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年三月三十日

愛知県豊橋市小向町字北小向八八―三

相続財産管理人　永田菜穂美

限定承認公告

本籍名古屋市中村区名駅五丁目二四〇二番地、最後の住所名古屋市中区大須一丁目二四番四五号藤和シティホームズ大須三〇四号

被相続人　亡　後藤ユキエ

右被相続人は平成二十三年十一月十日死亡し、その相続人は平成二十四年三月二十三日名古屋家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年三月三十日

名古屋市中区門前町一番一三号シティコーポ門前八〇一号

相続財産管理人　小西　尚美

限定承認公告

本籍滋賀県愛知郡愛荘町愛知川一六九四番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　岡本　泰子

右被相続人は平成二十三年十二月二十三日死亡し、その相続人は平成二十四年三月十六日大津家庭裁判所彦根支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年三月三十日

滋賀県東近江市下中野六〇五番地六

相続財産管理人　真野由香子

市営住宅及び共同施設の管理の特例に係る公告

公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号。以下「法」という。）第四十七条第一項の規定に基づき、飯能市に代わって市営住宅及び共同施設（以下「市営住宅等」という。）の管理を次のとおり行うこととする。

一　管理を行う地方住宅供給公社の名称

埼玉県住宅供給公社

二　管理を行う市営住宅等の名称

飯能市営住宅設置及び管理条例施行規則（平成二十一年飯能市規則第八号）別表第一に掲げる市営住宅等

三　管理の内容

イ　法第三章の規定による市営住宅等の管理（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免並びに入居者の募集、道路占有許可等及び駐車場の管理に関することを除く。）

ロ　その他前記イに付随する業務

四　管理を行う期間

平成二十四年四月一日から

平成二十九年三月三十一日まで

平成二十四年三月三十日

埼玉県さいたま市浦和区仲町三丁目一二番一〇号

埼玉県住宅供給公社

理事長　水島　茂

金融商品取引業者の解散の公告

当社は、平成二十四年五月一日をもって解散することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十四年三月三十日

東京都港区虎ノ門五丁目一一番一号

ザイス・ジャパン株式会社

代表取締役　眞邉　勝仁

取消公告

平成二十四年二月十四日（号外第三十三号）掲載の左記会社に係る合併公告並びに決算公告（枠組）中、合併公告のみ取消します。

平成二十四年三月三十日

名古屋市熱田区明野町五番八号

（甲）八熊鍍金工業株式会社

代表取締役　加藤　益男

名古屋市熱田区明野町五番八号

（乙）有限会社八熊鍍金工業所

代表取締役　加藤　節美

名古屋市熱田区明野町五番八号

（丙）有限会社加藤鍍金工業所

代表取締役　加藤　節美

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　三月三十日付第七三号七二号一六〇ページ●同日付政

ページ●同日付第七四号三〇四ページ●同日付第七五府調達第六一号四八ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月二、五九六円（本体二、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）